

議案第10号

令和8年度日野町営土地改良事業経費の賦課基準並び  
にその徴収時期及び方法について

下表のとおり、日野町営土地改良事業経費の賦課基準並びにその徴収時期及び方法を定めたいので、日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年3月6日提出

日野町長 近藤 宏

番号	事業名称及び施行場所	経費の 賦課基準	徴収時期	徴収方法
1	本郷水路改修事業 日野町本郷	事業費の 3% 相当額	令和9年 3月31日 限り	町税の徴収方 法に準拠する
2	下福長水路改修事業 日野町福長	事業費の 3% 相当額	令和9年 3月31日 限り	町税の徴収方 法に準拠する

令和8年度 日野町営土地改良事業の概要

事業名：本郷水路改修事業

事業目的：水路の長寿命化に伴い通水量の確保と維持管理労力の節減を図るため施設改修を行う。

補助事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業

負担割合：国55% 県21% 町21% 受益者3%

施行場所：日野町本郷

事業費：5,000,000円

施行内容：三方コンクリート水路 W1500×H700 延長L=20m

事業名：下福長水路改修事業

事業目的：素掘りの山腹水路であり漏水が生じているため、農業用水の確保、並びに維持管理労力の低減を図るため施設改修を行う。

補助事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（繰越）

負担割合：国55% 県21% 町21% 受益者3%

施行場所：日野町福長

事業費：4,900,000円

施行内容：三方コンクリート水路 W350×H350 延長L=30m

令和8年度 日野町土地改良事業施行位置図

